

パルチザンと自衛隊

編集委員 望月公一

「パルチザン」とは「労働者・農民などで組織された非正規軍、遊撃隊」（広辞苑）のことと、ゲリラの類義語だが、日本の憲法学界では自衛隊と対比される存在だ。

それによると、憲法学界の主流派の考えでは、自衛隊のような常備の組織は違憲だが、外國軍の侵略には無抵抗ではなく、民衆が武装蜂起するパルチザン戦は認められていた。ただ、この憲法学者も、パルチザン戦は市民を戦火に巻き込み、大変悲惨な結果を招くとして、パルチザン戦論を否定し、自衛隊合憲は十分成り立つと説明した。

憲法は最高裁判所に憲法解釈の最終判断を委ねている。最高裁が唯一、憲法9条についての判断を示したのが1959年の砂川事件判決で、「明白に違憲無効」でない場合、司法審査権の範囲外にあるとして、主権者である国民の選んだ内閣や国会に従うとした。今日、国民の大半が自衛隊を支持しており、パルチザンを選ばなかつたことは明らかだ。

憲法学界と国民世論との乖離は大きく、今回、安全保障関連法を巡る議論の混乱の一因になつたことは否めない。

長島氏も憂慮しているように、日本の安全保障体制を考える上で、ギヤップを解消していく努力が必要だろう。

